

加茂市内の事業主の皆様へ

加茂市雇用調整助成金活用促進補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る
「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

【対象者】

- * 加茂市内に住所又は事業所があること。
- * 当該事業所の事業主が雇用保険法の適用を受けるものであること。
- * 納付期限の到来した市税を完納していること。

【補助対象費用及び補助額】

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料。

(計画届に要する費用を含む。ただし、消費税は含まない。)

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみ対象となります。

《1社あたり 上限10万円》

【補助金申請方法】

ハローワーク三条への雇用調整助成金の申請後に、次のものを添付した『加茂市雇用調整助成金活用促進補助金交付申請書兼実績報告書』を加茂市商工観光課に提出してください。

- ① 国の雇用調整助成金の申請書及びその添付資料の写し。
(休業等実施計画届に係る費用を含む場合は、その届出の写しを含む。)
- ② 社会保険労務士の申請事務の委託に係る領収書の写し。

＝お問い合わせ先＝

●補助金に関すること

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL : 0256-52-0080 (内線 132)

●雇用調整助成金に関すること

ハローワーク三条 助成金窓口 TEL : 0256-38-5431